

介護老人保健施設陽光園 入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設陽光園（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者、身元引受人及び連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者・身元引受人・連帯保証人が入所利用同意書・連帯保証書を連署して当施設に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人、連帯保証人に変更があった場合は、新たに入所利用同意書・連帯保証書を当施設に提出します。

2 利用者・身元引受人・連帯保証人は前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、相談により初回利用時の利用同意書・連帯保証書の提出をもって繰り返し当施設を利用することができます。

(利用者からの解除)

第3条 利用者と身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除、終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人、連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用、本契約を解約し終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施されるサービス担当者会議（入所継続検討会議）において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人、連帯保証人が、本約款に定める利用料金を滞納し、督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者、その家族、身元引受人、連帯保証人が当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為（故意に施設の秩序を乱す行為、暴言・暴力行為ならびにパワハラ行為等）を行なった場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他止むを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(連帯債務、連帯保証、利用料金)

第5条 当施設に対し、利用者及び身元引受人は、連帯債務を負担し、連帯保証人は同連帯債務について連帯保証をします。

連帯保証人の保証限度額は、100万円とします。

- 2 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、当施設に対して連帯して、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2における利用料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に選択、利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払います。
- 3 当施設は、利用者及び身元引受人、連帯保証人に対し、前々月料金の合計額の請求書明細書)を、毎月末日までに発行し、利用者及び身元引受人、連帯保証人は連帯して、当施設に対し当該合計額をその翌月の10日までに支払います。
- 4 当施設は、利用者又は身元引受人から、第2項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び身元引受人に対して、領収書を発行します。

(記 録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、5年間は保管します。(診療録についても、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、利用者の意思と利益に反しないと判断した場合は、原則として、これに応じます。 但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾、その他当施設が必要と認めた場合に限り、これに応じます。

謄写費用は当施設が定める料金として資料請求者等の負担とします。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。 但し、自傷他害の恐れがある等緊急止むを得ない場合は、施設代表者又は施設長の判断により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。 この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を身元引受人に十分説明した上、診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人及び連帯保証人若しくはその家族等に関する情報を正当な理由なく第三に漏らしません。 但し、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 介護保険サービス提供に関する事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者との連携
- ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等

- ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ⑥ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時の安否情報等の提供等）
 - ⑦ 個人情報保護法第23条第1項各号の事由に該当する場合
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合には他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し、必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者又は身元引受人が指定する者、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等）

- 第11条 利用者及び身元引受人、連帯保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、直接または電話（代表 025-286-8100）等で窓口担当者である看護師長又は支援相談員に申し出ることができます。また、所定の場所に設置された「意見箱」に投函する等、文書による申し出もできます。
- 申し出のあった事項については、迅速に確認・調査を行ない、その結果を申出者（匿名者を除く）に報告することとします。
- 2 当施設以外に、次の機関でも苦情の申し立てを行うことができます。
- ・新潟市介護保険課 介護給付係(025-226-1273)
 - ・新潟県国民健康保険団体連合会(025-285-3022)

（賠償責任）

- 第12条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者・身元引受人及び連帯保証人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(合意管轄)

第13条 本契約の履行について訴訟の必要が生じた場合、利用者、身元引受人、連帯保証人及び当施設は新潟地方裁判所本庁を直轄裁判所とすることに合意します。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又、身元引受人、連帯保証人及び当施設は誠意をもって協議して解決することとします。

介護老人保健施設陽光園のご案内

(令和6年10月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 陽 光 園
開設年月日	平成2年4月20日
所在地	新潟市中央区姥ヶ山311番地1
電話番号	025-286-8100 (FAX 025-286-8098)
管理者名	津田 隆志
介護保険事業者番号	1550180044

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設の職員は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるように取り組み、1日でも早く家庭生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を維持できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスの提供により、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

<陽光園の運営方針>

- ① 当施設は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ② 入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたって介護保健施設サービスの提供に努める。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気をもって、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非 常 勤
医 師	1 人	—
看護職員	1 0 以上	—
介護職員	2 2 以上	6 人
理学療法士	4 人	—
作業療法士	1 人	—
言語療法士	1 人	—
薬剤師	—	2 人
介護支援専門員	2 人	—
支援相談員	3 人	—
管理栄養士	1 人以上	—
調理師・調理員	委託	—
事務職員	2 人	—
その他	2 人	6 人

* 職員は短期入所療養介護及び通所リハビリを兼務

(4) 入所定員 9 6 名 (短期入所療養介護含む)

(5) 療養室 3 0 室 (1 人室…4 室、2 人室…6 室、4 人室…2 0 室)

(6) 通所定員 4 名 (1 単位)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食 事 (原則として食堂でおとりいただきます)
 - 朝 食 7 時 3 0 分～
 - 昼 食 1 2 時 0 0 分～
 - 夕 食 1 8 時 0 0 分～
- ⑤ 入 浴 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で
 対応致します。
 ・週に 2 回ご利用いただきます。(但し、身体の状態により、清拭と
 なる場合があります)
- ⑥ 医学的管理・看護管理
- ⑦ 介 護 (退所時の支援も含む)

- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（月２回）
- ⑫ その他

※上記のサービスの中には、基本料金（保険の本人負担分等）とは別に利用料のかかるものがあります。

3. 併設及び協力医療機関等

・ 併設医療機関

東新潟病院（協力歯科含む）	新潟市中央区姥ヶ山２７４番地１
---------------	-----------------

・ 協力医療機関

東新潟病院	新潟市中央区姥ヶ山２７４番地１
亀田第一病院	新潟市江南区西町２丁目５番２２号

※緊急の場合は、「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先へご連絡致します。

4. 施設利用時の留意事項

- ・ 入所中は、必ず医師、看護・介護職員及び施設職員の指示に従って、規則正しい生活をお願いします。
- ・ 外出や外泊する場合は、必ずサービスステーションに申し出て、所定の手続きを行なってください。
（帰園予定時間より遅れる場合は必ず連絡し、帰園時もお知らせください）
- ・ 盗難及び紛失防止のため、多額の現金や貴重品（貴金属類等）は携行しないでください。（盗難や紛失の場合、施設としての責任は一切負えません）
- ・ 火災予防のため、施設内では所定の場所以外の喫煙は固くお断りします。
- ・ 故意又は過失により建物、設備、器具・備品等に損害を与えた場合は、その費用を負担していただくことがあります。
- ・ 面会の際は、各階のサービスステーションの面会者名簿にご記入ください。

5. 禁止事項

- ・ 療養室はじめ、施設内での騒音行為など他人に迷惑をかける行為。
- ・ 過分な間食（食物）を持ち込むこと。
- ・ 飲酒及び所定場所以外での喫煙。
- ・ 無断外出及び寝巻き、内履き（スリッパ等）のままで外出。
- ・ 施設内での営利（販売）行為、宗教活動（勧誘等）、政治活動。
- ・ ペットの持ち込み。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓ほか
- ・ 防災訓練 年2回実施（春、秋）

7. その他

当施設の利用に関する相談（経済問題を含む）については、専門の相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

介護保健施設サービス及び利用料金について

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスによって家庭に復帰していただけるかという施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、提供されます。

この計画は、ご利用者に関わるすべての職種の職員により協議・作成されますが、その際、ご本人及び扶養者のご希望を十分に取り入れ、内容についての同意をいただきます。

◇医 療

介護老人保健施設は入院の必要がない程度の要介護者を対象としていますが、医師及び看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態にあった適切な医療、看護を行ないます。

◇機能訓練

原則として機能訓練室で行ないますが、施設内でのすべての活動もリハビリテーション効果が期待できるものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス

入所中でも明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場にたった運営を行なっています。

3. 利用料金 （別紙の利用料金表によります。）

（1）介護保険で定められた自己負担料金（1割～3割）

- ①施設サービス費 … 要介護度別、個室・多床室別の料金
- ②その他加算 … リハビリ、栄養管理、外泊時、退所時の諸加算等

(2) その他の料金

- ①食 費 … ご利用者本人の年金額等の段階別（負担限度額認定の有無）により、負担する額が異なります。

注）料金は1食単位の設定となっており、外泊時等で事前にご連絡がない場合は、すべてご負担となります。

- ②居 住 費 … ご利用される療養室（個室、多床室）により異なります。
- ③特別な室料 … 1人室（個室）のご利用を希望された場合に、居住費とは別にご負担いただきます。
- ④そ の 他 … 別途料金表に記載されていますので、ご確認ください。

(3) 支払い方法

- ・ お支払いは、金融機関（郵便局は不可）の口座振替となります。
（口座振替ができなかった場合は、当月末までに現金でお支払いください）
- ・ 請求書は毎月末日までに前々月分が窓口で直接発行され、翌月10日頃に口座振替（引落し）となります。
（例） 1月分 → 4月10日引落し
- ・ 振替（受領）を確認後、領収書を発行いたしますので、窓口でお受け取りください。